先着順による買受け申込者募集要項

応募される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申し込みください。

１ 公募物件

大阪府財務部財産活用課において公開するホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載のとおり。物件の詳細は、「物件明細」をご覧ください。

２ 買受け申込み

次の方法により、ホームページに記載の売払価格で、先着順による買受けの申込みを受け付けます。

1. 受付日

令和６年７月１日（月曜日）から

なお、受け付けは平日（月曜日から金曜日）に限ります。

※土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始（12月29日～１月３日）を除く

（２）受付時間

午前９時30分から午後０時15分まで 及び 午後１時０分から午後５時30分まで

（３）受付場所

大阪府財務部財産活用課財産処理グループ

大阪市住之江区南港北１－14－16 大阪府咲洲庁舎18階

（４）申込み方法

当該物件の買受けを申込む者（以下「申込者」という。）は、別紙の「府有財産買受申込書（以下「申込書」という。）に別紙の「誓約書」を添えて、上記受付場所に直接持参して申込みを行ってください。

なお、持参以外による申込みは一切受付しません。

（５）募集の中止

先着順による買受け申込み者の募集は、事前の予告なく中止することがありますので、予めご了承ください。

３ 買受け者の決定

買受け者は、次の方法により決定します。

1. １物件につき先着１名の申込者を買受け者とします。

（２）同日で１物件に複数の申込みがあった場合は、くじ引きにより買受け者を決定します。

（３）決定した買受け者が辞退した場合等に買受け者となる順位についても、あわせて決定します。

①くじ引きは、申込み日の翌日（翌日が閉庁日のときは翌開庁日）午前10時から大阪府財務部財産活用課において行います。

②買受け申込者又はその代理人は必ずくじ引きに参加していただきます。くじ引きに参加されない場合、買受けの申込みは無効とします。

③くじ引き当日は、申込者又はその代理人であることを証する書面を持参していただきます。

４ 買受け者に必要な資格

買受け者に必要な資格は、次のとおりとします。

（１）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤民法第６条第１項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者

⑥破産法（平成16年法律第75号）第２条第４項に規定する破産者で復権を得ない者

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成23年大阪府条例第58号）第２条第２号及び第４号に掲げる者に該当する者でないこと。

（４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。

（５）大阪府財務部財産活用課が実施した一般競争入札（府有地等売払）の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結せず、当該契約期間の最終日から６ヶ月を経過していない者でないこと。

５ 申込みの無効事由

次の（１）から（４）までのいずれかに該当する申込みは、無効とします。

（１）買受け者に必要な資格のない者がした申込み

（２）所定の「申込書」「誓約書」によらない申込み

（３）「申込書」「誓約書」の必要事項が記載されていない申込み

（４）その他本要項に違反した申込み

６ 留意事項

　　 買受けにあたっての留意事項は、次のとおりとします。

（１）買受け者は、この要項、物件明細及び府有財産売買契約書(案)の各条項並びに法令上の規制をすべて承知したうえで申込みするものとします。

（２）申込み及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円に限るものとします。

（３）当該物件の所有を共有名義とする場合には、「買受申込書」の必要書類に当該物件の所有を希望する名義人全員の必要事項を記載してください。

７ 買受け者の書類提出

買受け者（共有者を含む。以下同じ。）は、買受けの申込み後速やかに（３（３）で買受け者となった者は大阪府からその旨の通知を行って以後速やかに）、次に掲げる書類を提出してください。なお、○印の書類は、買受け申込日から３か月以内に発行されたものをご用意ください。

（１）個人の場合

○住民票

○印鑑登録証明書

（２）法人の場合

○履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書

○印鑑証明書

※役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日、性別を記載したもので、府から求めがあったときに提出すること。）

８ 大阪府警本部長への個人情報の提供

買受け者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号、並びに大阪

府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に該当する者でないことを確認するため、同条例第

24条第２項の規定に基づき、買受け者から提出のあった住民票、履歴事項全部証明書、現在事

項全部証明書、役員名簿及び誓約書等により収集した個人情報を大阪府警本部長に提供します。

９ 危険負担

買受け者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、契約の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできません。

10 売買契約の締結

売買契約の締結は、次のとおり行います。

（１）大阪府と買受け者との売買契約は、大阪府が申込書を受理した日から６０日以内に大阪府財務部財産活用課において、別掲の「府有財産売買契約書(案)」により仮契約を締結していただきます。

（２）第１号物件の売払いは、議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例（昭和39年大阪府条例第13号）第2条に基づく大阪府議会の議決がなされたときに本契約の成立となります。

（３）第１号物件については、本契約の成立後速やかに大阪府が発行する納入通知書により売買代金の全額を納付しなければなりません。

11 所有権の移転時期

　　 所有権の移転時期は、次のとおりとします。

（１）当該物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとします。

（２）物件は、現状有姿（あるがままのかたち）で、引き渡すものとします。

12 買受け者の譲渡制限

買受け者は、当該物件の所有権移転登記前に、当該物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

13 公租公課等

当該物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、買受け者の負担とします。

14 遵守事項

買受け者は、この要項のほか、大阪府の指示事項を遵守しなければなりません。

15 売払結果の公表

買受け者と売買契約（仮契約）を締結した後、その結果（物件所在地、数量、買受け者の氏名・法人名、売払金額）をホームページで公表します。

16 買受け者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、買受け者の決定を取り消します。

（１）正当な理由なく、指定する期日までに売買契約を締結しなかったとき。

（２）買受け者に必要な資格を失ったとき。

**先着順による買受け申込者募集物件**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **物件番号１** | | | | | |
| 物件所在地  (住居表示) | 大阪市住之江区南港中四丁目３番３  (大阪市住之江区南港中四丁目６番街区) | | | 売払価格 | 金1,950,000,000円 |
| 地目 | 学校用地 | 数量(㎡) | 33,024.98 |
| 以前の利用形態 | 府立高校用地 | | |
| 備考 | 令和５年度第２回一般競争入札の不調物件 | | | | |